

平成 23 年 3 月 22 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、「売買停止時間について」の一部見直しを行います。
概要は次のとおりです。

「売買停止時間の見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 23 年 4 月 11 日（月）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ (<http://www.sse.or.jp/>) において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限
平成 23 年 4 月 11 日（月）
2. 提出方法
郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 総 務 部
F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0
4. 意見等処理方法
平成 23 年 4 月 11 日（月）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

売買停止時間の見直しについて

平成23年3月22日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>本所では、平成10年7月以前においては、会社情報に係る売買停止を行った場合は終日売買停止としていましたが、平成10年7月には発行者による情報発表後90分後、平成11年12月に60分後、そして平成16年2月に30分後に売買再開とするなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止時間の見直しを行ってきました。</p> <p>しかし、その後の証券市場を巡る外部環境をみると、情報端末の高度化の更なる進展等により、情報入手の迅速性・容易性は格段に向上しており、市場利用者からは迅速な取引機会の提供についてニーズが寄せられているところです。</p> <p>つきましては、売買停止制度の実効性の向上及び市場参加者のニーズ等に対応するため、売買停止時間の見直しを行うこととします。</p>	
II. 概要 1. 現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ・本所では、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報内容が不明確である場合又は当該情報内容を周知させる必要があると認める場合には、売買停止を行っています。 ・売買停止時間は、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>30分経過した時まで</u>としています。 ・ただし、監理銘柄指定の場合は当該指定に係る決定が発表された後<u>30分経過した時まで</u>としています。(なお、整理銘柄指定を決定した場合は、当該決定日は終日売買停止しています。) 	

項 目	内 容	備 考
2. 改正概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買停止時間を、発行者により当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>15分経過した時</u>までとします。 ・ ただし、監理銘柄指定の場合は当該指定に係る決定が発表された後<u>15分経過した時</u>までとします。(なお、現行どおり、整理銘柄指定を決定した場合は、当該決定日は終日売買停止とします。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙参照 ・ 業務規程施行規則第22条第2号等の改正
Ⅲ. 実施時期 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引時間の一部見直しと併せて、平成23年5月9日より実施します。 	

以 上

売買停止制度の改正概要

売買停止となるケース	売買停止の運用の流れ
<p>1. 会社発表による売買停止 (情報周知のための売買停止)</p>	
<p>2. 新聞等報道による売買停止 (不明確情報による売買停止)</p>	
<p>3. 売買停止後、監理銘柄指定が 発表された場合</p>	
<p>4. 売買停止後、整理銘柄指定が 発表された場合</p>	